

土浦市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年3月29日付け土浦市監査委員告示第4号で公表した令和4年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和6年9月4日

土浦市監査委員 市 原 和 弘

土浦市監査委員 寺 内 充

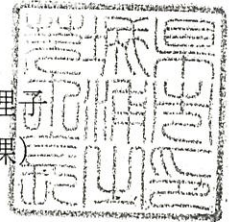




土国発第173号
令和6年9月2日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課：国保年金課)



令和4年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果（指摘事項）	高額療養費貸付基金に係る未収金の管理に係る記録等について、確認できないものがあった。
講じた措置の内容	未収金の管理に係る記録等については、一部確認できないものがありました。平成7年以前の貸付については、台帳、通帳、財務会計の全ての記録が廃棄されているため、対象の確定等ができない状況となっており、徴収が不能となっております。そのため、回収の見込みのない債権の管理を継続する必要はないことから、債権放棄を検討し適正な処理を行っていきたい。

